

② 畑作物

1 秋まき小麦

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- 秋まき小麦の主な品種は「ホクシン」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は土壌型や地域によって異なり、7～12kgN/10aである。基肥窒素量は4 kgN/10a程度とし、残りを起生期から止葉期までに分肥する。
高品質化のために子実タンパク質含量が低く予測される圃場では、止葉期から出穂期までに3 kgN/10a程度の追肥、高タンパクになりやすい圃場では、幼穂形成期までに分追肥を終わらせる。
また、定期的に土壌診断を実施し施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破碎などの耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。
- 病虫害防除では、健全種子を利用するとともに、立枯病や眼紋病などの土壌病害の発生を防ぐために適正輪作を行う。
赤かび病などに対しては、病虫害発生予察情報を活用する事で適期防除の徹底を図る。
また、アブラムシ類やムギクロハモグリバエでは発生対応型防除（モニタリングに基づく防除要否決定）を行うことで減農薬に努める。
赤さび病防除にプロピコナゾール乳剤を用いる場合、ブームノズルによる高圧吹き下ろし散布または空気流支援型ブームノズルによる低圧吹き下ろし散布では、薬剤量60 L/10 aでも慣行の100 L/10 aと同等の効果が得られる。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 1 t/10a以上。 前作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調整型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。
また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

2-1 春まき小麦〔普通まき〕

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- 春まき小麦の主な品種は「ハルユタカ」「春よ恋」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は土壌型や地帯により異なり6～10kgN/10aである。
定期的に土壌診断を実施し、施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、
その際同時に適切な減肥対応を行う。
心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。
- 病虫害防除では、健全種子の利用や適正輪作を行うとともに、赤かび病やムギキモ
グリバエなどに対し、病虫害発生予察情報を活用することで適期防除の徹底を図る。
また、アブラムシ類やムギクロハモグリバエでは発生対応型防除(モニタリングに
基づく防除要否決定)を行うことで、減農薬に努める。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術(省令指定)

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 1 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥ま たは、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調整型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料(窒素分量) の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術	現行の化学合成農薬の使用をで きるだけ減らす。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用し
た土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。
また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用するこ
とが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指
針」に基づく対策を行うこと。

2-2 春まき小麦〔初冬まき〕

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- 春まき小麦（初冬まき）の主な品種は「ハルユタカ」「春よ恋」などである。
- 標準的な窒素施肥量は15KgN/10a程度である。定期的に土壌診断を実施し、施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。
心土破砕などの耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。
- 病虫害防除では、健全種子の利用や適正輪作を行うとともに、赤かび病などに対し、適期防除の徹底を図る。
また、アブラムシ類やムギクロハモグリバエでは発生対応型防除（モニタリングに基づく防除要否決定）を行うことで、減農薬に努める。
なお、初冬まきについてはムギキモグリバエの発生時期の一部を回避する可能性があり、発生に応じ防除回数の削減を図る。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 1 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	肥効調整型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。
また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

3 てんさい

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- てんさいの主な品種は「アーベント」「のぞみ」「スコーネ」「えとびりか」「きたさやか」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は12～16kgN/10aで土壌の種類によって異なる。また、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適切な減肥対応を行う。心土破碎などの耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。なお、輪作は4年以上とし、土壌pHは5.5～6.5、そう根病の常発地帯では5.5とする。特に排水対策は重要である。
- 病虫害対策として、育苗ハウスでは西部萎黄病（BWYV）発生の恐れがある作物や雑草は処分するなどの媒介アブラムシ対策を行う。連作は褐斑病、根腐病などの被害が多くなるので輪作体系の確立を推進する。また、食葉性害虫、褐斑病に対してはモニタリングによる発生対応型防除法を活用し、農薬の低減を図る。一部の病害に対しては抵抗性品種もある。褐斑病では、マンゼブ水和剤とジフェノコナゾール乳剤の交互散布を行う場合、ブームノズルによる高圧吹き下ろし散布により、薬液量80L/10aで慣行の100L/10aと同等の効果が得られる。ヨトウガでは、アセフェート水和剤を用いる場合、ブームノズルによる高圧吹き下ろし散布または空気流支持型ブームノズルによる低圧吹き下ろし散布により、薬液量60L/10aで慣行の100L/10aと同等の効果が得られる。雑草対策として、機械および手取り除草を行い、除草剤の使用削減に努める。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 1 t / 10 a 以上。 前作物の後作緑肥または、休閒緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

4 ばれいしょ

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ばれいしょの主な品種は、でん粉原料用として「紅丸」「コナフブキ」、生食用で「男爵薯」「メイクイン」、加工用で「トヨシロ」「農林1号」「ホッカイコガネ」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は生食用が4～10kgN/10aで土壌・地域によって異なる。加工用は4～9kgN/10a、でん粉原料用は6～10kgN/10aである。
また、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際同時に適切な減肥対応を実施する。
心土破砕などの耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。
なお、輪作は4年以上とし、土壌pHは5.5～6.5、そうか病の常発地帯は5.5とする。
特に排水対策は重要である。
- 病害虫対策として、連作は疫病、そうか病、黒あざ病、ナストビハムシなどの病害虫の原因となるので、健全種いもの使用や輪作を行う。
また、疫病、そうか病に対する抵抗性品種の導入、軟腐病対策として生物農薬の利用、発生初期のウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを導入する。
疫病では、マンゼブ水和剤またはフルアジナム水和剤を用いた場合、ブームノズルによる高圧吹き下ろし散布または懸垂式散布装置による高圧吹き上げ散布により、薬液量80L/10aで慣行の100L/10aと同等の効果が得られる。
雑草対策として、マルチ栽培や機械除草を導入する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区分	技術名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥1t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。
また、病害虫防除所および農業試験場が提供する病害虫発生予察情報を活用することが適当である。（疫病初発予測システム：FLABS）

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

5 大豆

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- 大豆の主な品種は「トヨムスメ」「トヨコマチ」「ユキホマレ」「いわいくろ」「スズマル」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は1.5～2.0kgN/10aで土壌の種類によって異なる。有機質肥料を用いる場合でも基肥施肥は減肥しない。減肥は追肥分で行う。追肥は生育後期の窒素供給力の劣る土壌で実施し、5 kgN/10a程度とする。大豆類は根粒菌によって窒素固定を行うため、生育前半の過剰な窒素追肥を控える。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性の改善など)を図り、その際同時に適切な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。なお、輪作は4年以上とし、土壌pHは5.5～6.5。根粒菌が働く土壌環境の改善として、特に排水対策は重要である。
- 病虫害対策として、健全種子の利用や適正な輪作を行うとともに、地上部に発生する病虫害に対し、病虫害発生予察情報を活用し適期防除の徹底を図る。また、べと病や食葉性害虫では発生対応型防除(モニタリングに基づく防除要否決定)を行う。センチュウ類に対しては対抗植物を導入して密度を低減する。一部の病虫害では抵抗性品種も利用できる。除草剤の使用は播種後の1回とし、その後は機械および手取り除草で対応する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術(省令指定)

区分	技術名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥1 t /10 a 以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料(窒素分量)の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 フェロモン剤利用技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵(天敵昆虫、微生物農薬(生きているもの。死菌は除く。))であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

6 小豆

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- 小豆の主な品種は「エリモシヨウズ」「きたのおとめ」「しゅまり」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は2～4 kgN/10aで土壌の種類によって異なる。有機質肥料を施用する場合でも基肥2 kgN/10a程度を確保する。残りは追肥から減肥する。追肥は生育後期の窒素供給力が劣る土壌で実施し、5 kgN/10a程度とする。豆類は根粒菌によって窒素固定を行うため生育前半の過剰な窒素追肥を控える。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際適切な減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。なお、輪作は4年以上とし、土壌pHは5.5～6.5。根粒菌が働く土壌環境の改善、特に排水対策は重要である。
- 病虫害対策として、健全種子の利用や適正な輪作を行うとともに、地上部に発生する病虫害に対し、病虫害発生予察情報を活用することで適期防除の徹底を図る。また、センチュウ類に対しては対抗植物を導入して密度を低減する。一部の病害では抵抗性品種が利用できる。除草剤の使用は播種後の1回とし、その後は機械および手取り除草で対応する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥1 t /10 a 以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

7 菜豆

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- 菜豆の主な品種は「大正金時」「福勝」「雪手亡」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は2～4 kgN/10aで土壌の種類によって異なる。有機質肥料を施用する場合でも基肥2 kgN/10a程度を確保する。残りは追肥から減肥する。追肥は生育後期の窒素供給力が劣る土壌で実施し、5 kgN/10a程度とする。豆類は根粒菌によって窒素固定を行うため、生育前半の過剰な窒素追肥を控える。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性など)を図り、その際適切な減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施、十分な根域を確保する。輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。なお、輪作は4年以上とし、土壌pHは5.5～6.5。根粒菌が働く土壌環境の改善、特に排水対策は重要である。
- 病虫害対策として、健全種子の利用や適正な輪作を行うとともに、地上部に発生する病虫害に対し、病虫害発生予察情報を活用して適期防除の徹底を図る。また、センチュウ類に対しては対抗植物を導入して密度を低減する。一部の病害では抵抗性品種が利用できる。除草剤の使用は播種後の1回とし、その後は機械および手取り除草で対応する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥1 t /10 a 以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

8 えんどうまめ

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- えんどうまめの主な品種は「北海赤花」、「大緑」などである。
- 標準的な基肥窒素施肥量は2～4kgN/10aで土壌の種類によって異なる。有機質肥料を施用する場合でも基肥2kgN/10a程度を確保する。残りは追肥から減肥する。追肥は生育後期の窒素供給力が劣る土壌で実施し、2～4kgN/10aである。豆類は根粒菌によって窒素固定を行うため、生育前半の過剰な窒素追肥を控える。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性など）を図り、その際適切な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。なお、輪作は4年以上とし、土壌pHは5.5～6.5とする。根粒菌が働く土壌環境の改善、特に排水対策は重要である。
- 病虫害対策として、健全種子の利用や適性な輪作を行うとともに、地上部に発生する病虫害に対し、病虫害発生予察情報を活用して、適期防除の徹底を図る。また、センチュウ類に対しては対抗植物を導入して密度を低減する。除草剤の使用は播種後の1回とし、その後は機械および手取り除草で対応する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区分	技術名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 1 t /10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。また、病虫害防除所および農業試験場が提供する病虫害発生予察情報を活用することが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

9 そば

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- そばの主な品種は「キタワセソバ」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は土壌型や地帯によって異なり1～6 kgN/10aであり、倒伏程度等に応じ増減する。
定期的な土壌診断を実施し、施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化(物理性・化学性などの改善)を図り、その際適切な減肥対応を行う。
心土破砕などの耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。
無病種子を使用し、被害残さを処分して連作を避ける。
- 病虫害防除では、無病種子の使用や適正輪作を行うとともに、雑草対策として、機械除草を導入する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 1 t /10 a 以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術	節減対象農薬を使用しない。 （節減対象農薬とは化学合成農薬から有機農産物のJAS規格で使用可能な農薬を除外したもの）

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

10 ひまわり

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- ひまわり（露地）は、道南、道央および道北で栽培され、作型は晩春まきである。品種は油用の「SW101」「IS3311」、スナック用の「IS954」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は4～6 kgN/10aである。土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破砕などで耕盤層を破砕し、十分な根域を確保する。
輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。
- 病害虫対策として、菌核病が発生しやすいので、病原菌密度の高い7月下旬～8月上旬の開花を避ける作型とするとともに適正輪作を行う。
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。
雑草対策では、機械および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t/10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または前作、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 天然物質由来農薬利用技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である

ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

1 1 しそ（搾油用）

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- 搾油用の「しそ」はオホーツク地域で栽培されている。
- 標準的な窒素施肥量は14kgN/10a程度で、基肥として9 kgN/10a程度を播種時に施用し、残りを7月上旬～中旬に分施する。
定期的に土壌診断を実施し施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際適切な減肥対応を行う。
心土破碎など耕盤層対策を実施し、透排水性の改善と十分な根域を確保する。
輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。
- 病虫害対策として、健全種子の利用や適性な輪作を行うとともに、雑草対策として、機械除草を導入する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 1 t /10a以上。 前作の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 天然物質由来農薬利用技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

1 2 なたね（搾油用）

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- なたねの主な品種は搾油用の「キザキノナタネ」、「キラリボシ」などである。
- 施肥標準の窒素施肥量は12～14kgN/10aで、基肥として20～30％程度を播種時に施用し、残りを越冬後に分肥する。
定期的な土壌診断を実施し施肥の適正化に努める。
たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際適切な減肥対応を行う。
心土破碎など耕盤層対策を実施し、透排水性の改善と十分な根域を確保する。
輪作体系の確立は健全な根を維持し、施肥効率を高めるためにも重要である。
- 病虫害対策として、健全種子の利用や適性な輪作を行うとともに、雑草対策として、機械除草を導入する。

◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 1 t /10a以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 被覆栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

ウ その他の事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。